

2016年4月28日

Japan tax alert

EY税理士法人

海外資産管理は国際的 包囲網へ 共通報告基準(CRS)適用開始

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

日本の富裕層の資産管理体制が、国税庁が導入した国外財産調書及び財産債務調書制度により強化されたことは2016年2月10日付の「[ジャパン・タックス・アラート](#)」でお伝えしたとおりです。しかし、今後、「共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)」の導入により、富裕層が保有する資産の管理・調査は次のステージに入ることになり、国内の納税者も注意が必要となります。

CRSとは、経済協力開発機構(OECD)が策定した、海外資産の自動的情報交換に関する国際基準です。これにより、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することが目的です。

すでに米国では、2008年のスイスUBS事件(スイス大手金融機関が米国人富裕層の脱税をほう助したとされる事件)を受けて、「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」が成立し、独自の情報交換の制度が採用されています。CRSは、各国がFATCA対応で米国と合意しているのを受けて、別の国際的枠組みを構築するものです。CRS参加国の多くはFATCA協定国でもあります。CRSはFATCAの政府間協定をベースに設計された制度ではあるものの、様々な点でギャップが存在し、かつFATCA自体、CRS施行後も制度としては併存する見込みです。

各国の税務当局は、自国の金融機関（銀行、証券会社、信託銀行、保険会社等）から非居住者の口座情報の報告を受け、その情報を口座保有者の居住地国の税務当局と情報交換を行います。交換される情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当の年間受取総額が含まれます。

CRSは各国において国内法制化されたうえで、イギリス、ドイツ、韓国、インドなどの早期適用国では、既に2016年1月1日から適用されています。2016年1年間の口座情報が2017年9月に、早期適用国間で交換されることとなります。

共通報告基準、日本では

日本政府は、2018年適用国として（2018年から税務当局間で情報交換が開始される国）、業界団体など様々な利害関係者と協議を終え、2015年3月31日にCRS関連法及び政省令を公表しています。本邦金融機関は2017年1月1日から、CRS要件にしたがって対象口座の特定手続きを行い、報告対象となる顧客情報を翌年4月30日までにe-Taxなど所定の方法にて所轄の税務署へ申告を行う必要があります。2016年12月31日以前の既存の顧客口座のうち、報告対象となる顧客口座を特定するための手続きは、2018年末までに完了することが義務付けられています。

日本におけるタイムライン

実施内容		2015年		2016年		2017年		2018年	
		1-6月	7-12月	1-6月	7-12月	1-6月	7-12月	1-6月	7-12月
顧客 ステータス 特定	新規顧客に係る居住地 特定手続					◆ 1/1~			
	既存顧客(高額取引)に係る 特定手続					12/31まで ◆			
	その他既存顧客に係る特定 手続完了日					12/31まで ◆			
報告	2017暦年に特定した対象 顧客に係る報告(初回報告)					← 報告対象年歴 →		報告期日 ◆ 4/30	
	税務当局間による情報交換								情報交換 ◆ 9月

共通報告基準による自動的情報交換のイメージとして、日本が外国の税務当局に情報を提供する場合と、外国の税務当局から日本が情報を受ける場合とがあります。

前者の例は、オーストラリアに在住し、かつ、日本のA銀行に1,000万円の口座を保有する田中さんの口座情報を、A銀行が国税庁に報告し、国税庁はオーストラリアの税務当局にその情報を提供する、というものです。

後者の例は、日本に在住し、オーストラリアのB銀行に10万豪ドルの口座を保有する鈴木さんの口座情報を、B銀行がオーストラリアの税務当局に報告し、当該税務当局は、鈴木さんの口座情報を国税庁に提供する、という仕組みです。

海外に資産を保有する日本の居住者は、全世界にある資産から生じる所得について所得税を申告する義務を負います。つまり、日本で稼得した所得のみならず、海外にある預金の利子や株式の配当についても申告する必要があります。今回のCRSの導入は、海外に資産を保有する者にとって、そのまま海外に資産を置くべきか、処分して国内に引き揚げるか、再検討する良い機会です。その資産を残すにしても、処分するにしても、その資産の種類に応じた日本及び財産所在地国の租税制度を理解し、適切な税務申告を行うことが今後求められます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160428

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp